

# 伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画(改定)の概要 (1/2)

## 1 海岸保全基本計画とは

海岸法に定められている都道府県知事が策定する計画で、国が定める海岸保全基本方針に基づき、海岸の「防護」「環境」「利用」の観点から、海岸の保全や整備の方針を示すもの。東京都では、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を平成15年7月に策定した。

## 2 計画改定のポイント

- 海岸法の改正と国が定める海岸保全基本方針が変更され、また、計画策定から13年が経過していることから、主に以下の3点により、改定を行う。
- ① 地域の状況変化や社会経済状況の変化等 (⇒「地元自治体、漁業協同組合、観光協会等へのアンケート・ヒアリング」及び「関連法規等」による更新)
  - ② 津波防護に関する事項 (⇒平成24年度伊豆小笠原諸島設計津波の水位の設定等に関する検討委員会の内容反映)
  - ③ 維持管理及び修繕に関する事項の追加 (⇒平成27年3月3日付 国土交通省 事務連絡に基づく項目反映)

## 3-1 計画書の概要と主な変更点(全5章のうち第1章～第3章)

### 第1章 海岸保全基本計画改定の概要

第1章では、海岸法改正の概要、計画の対象範囲などについてまとめている。



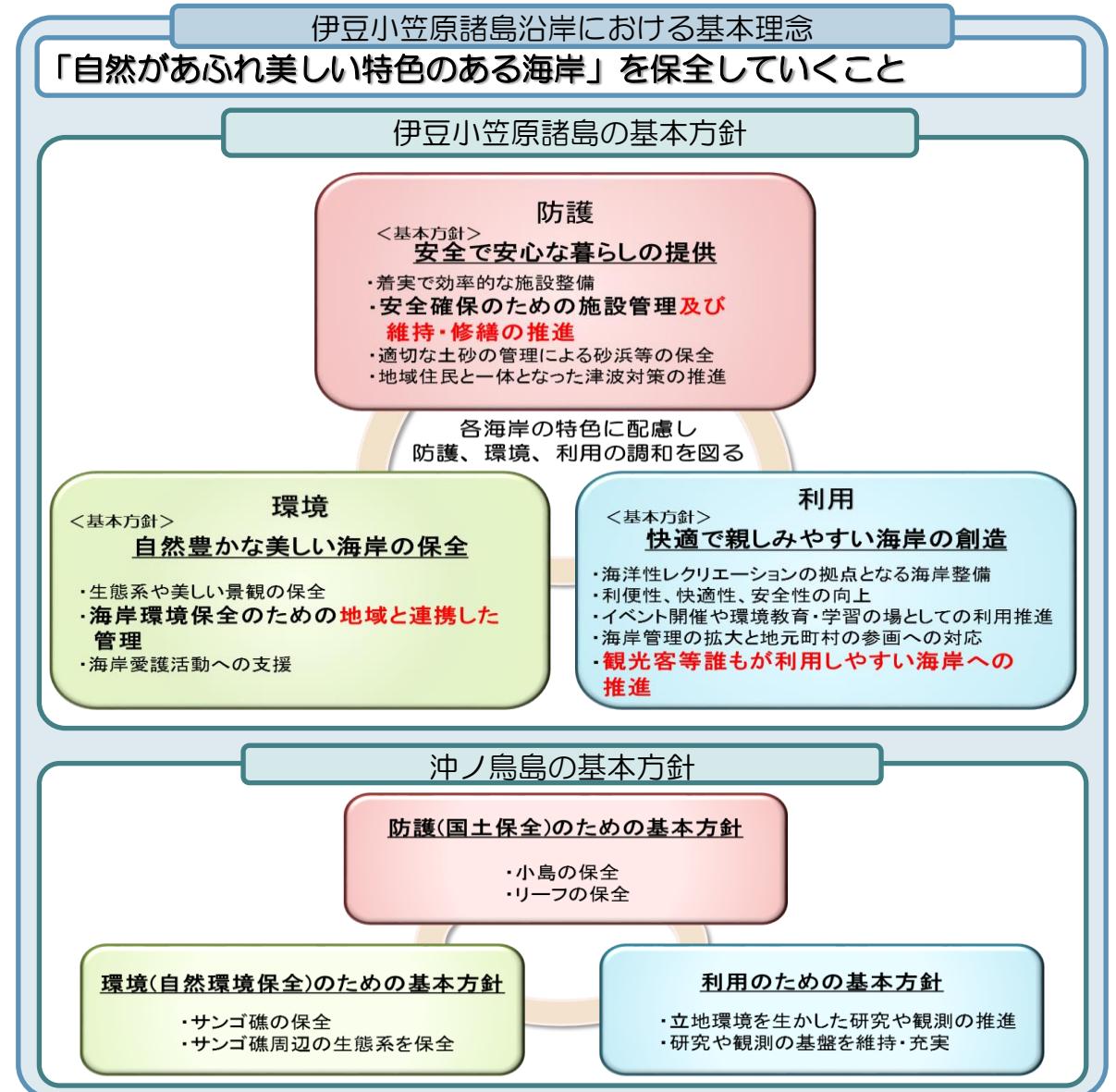
#### 海岸法改正の概要



### 第3章 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全に関する基本的な事項

第3章では、海岸保全の基本的な考え方を示す「基本理念」や、それを実現するための基本方針を定め、各々の海岸の特色を生かしながら、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを推進するための施策等をまとめている。

今回の改定では、地元の意見(アンケート・ヒアリング)や国の海岸保全基本方針の変更等を踏まえて、施策を下記(赤字)のとおり追記した。また、津波防護に関する事項として、平成24年度に実施した「伊豆小笠原諸島設計津波の水位の設定等に関する検討委員会」の結果を本章に反映した。



### 第2章 伊豆小笠原諸島沿岸の現況

第2章では、伊豆小笠原諸島の自然的特性(気象、海象、生物相など)、社会的特性(人口、産業、交通など)、海岸保全の現状、関連法規や町村の関連計画等についてまとめている。

前計画策定から13年が経過し、社会経済状況等が変化しているため、既存の資料等による情報の更新を行った。



近年、保護の意識が高まっているウミガメ

## 3-2 計画書の概要と主な変更点 (全5章のうち第4章、第5章)

### 第4章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第4章では、以下のとおり、「ゾーニング」と「海岸保全施設の整備に関する事項」について記載している。

#### <ゾーニング>

海岸保全の基本理念、基本方針及び施策を具体的に展開していくため、沿岸を「防護」「環境」「利用」の面から特徴のあるゾーンに区分し、自然的特性や社会的特性から一体的に取り扱う地区としてゾーニングを行っている。その上で、基本方針に基づき、各地区の特性を考慮した中長期的な海岸整備の方向について示している。

今回の改定では、ゾーンの名称と考え方(説明文)について、わかりやすく修正を行うとともに、地元の意見等を踏まえて見直しを行った。

#### ●ゾーン区分とゾーン名称の変更

**防護・利用推進ゾーン** 防護を図りながら環境や利用の両面にも配慮していくゾーン

※「利用推進ゾーン」の名称では防護の意味が読み取れないことから、名称に**防護**を追加

**環境保全・利用ゾーン** 現状の自然環境を維持・保全しながら利用していくゾーン

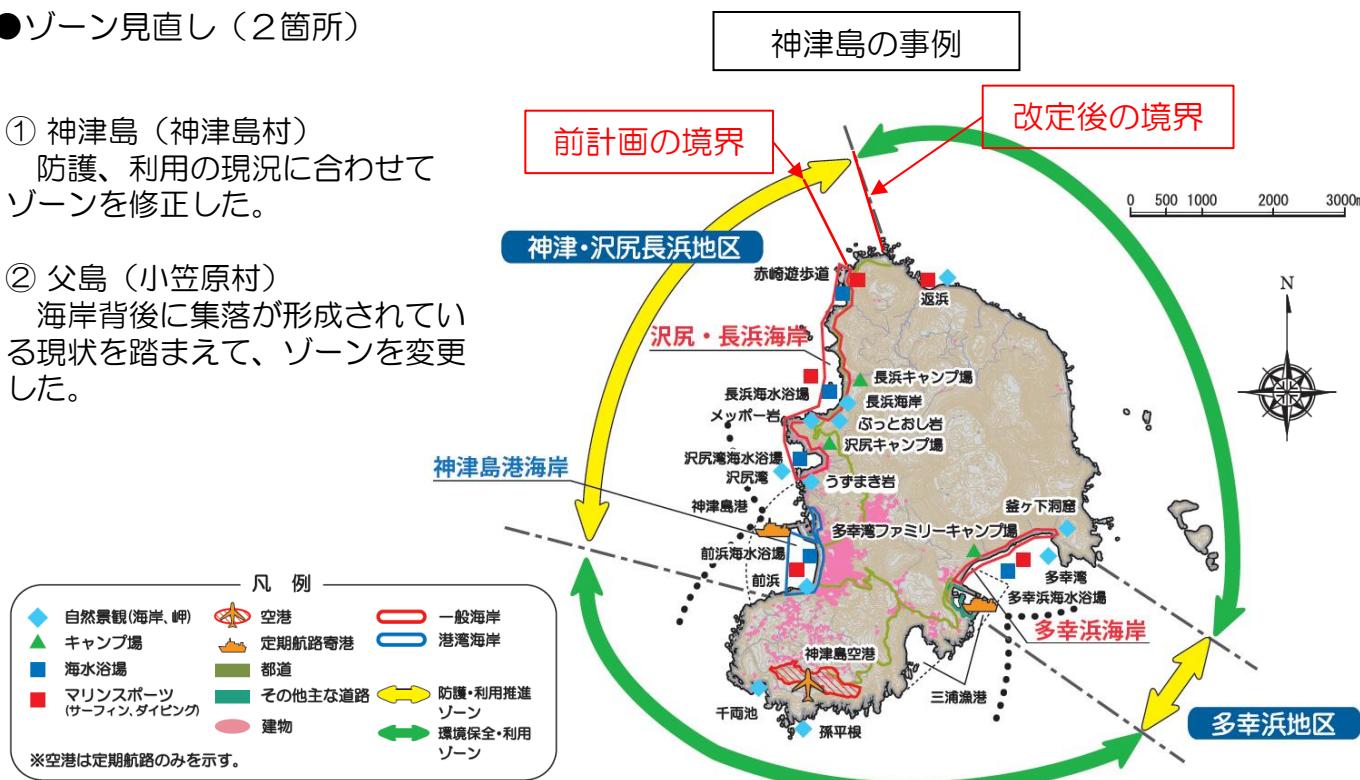
※「環境保全ゾーン」の名称では利用の意味が読み取れないことから、名称に**利用**を追加

**沖ノ鳥島ゾーン** 国土保全を積極的に推進するゾーン

#### ●ゾーン見直し(2箇所)

① 神津島(神津島村)  
防護、利用の現況に合わせてゾーンを修正した。

② 父島(小笠原村)  
海岸背後に集落が形成されている現状を踏まえて、ゾーンを変更した。

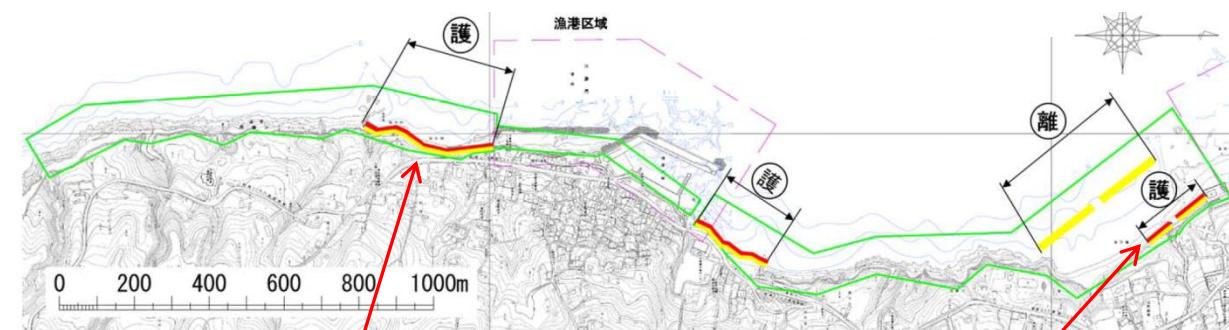


#### <海岸保全施設の整備に関する事項>

国が定める海岸保全基本方針に追加された「維持又は修繕に関する事項」を踏まえて、表と図で各事項についてまとめた。

#### 海岸保全施設の整備に関する事項一覧表の例

区域番号	島名(町村)	海岸名等(岸名)	海岸の状況	海岸保全施設の状況				受益の地域	維持又は修繕の方法	整備の方針	
				種類	延長(m)	天端高(m)	天端高等(D.L.m)				
1.1	(大)	島名、海岸管理者、海岸名	北側は弘法浜海水浴場に隣接する砂の浜(防風林が整備されている)の浜に利用され、遊歩道が整備されている。	護岸	927m	+8.00	927m	+8.00	地域名、土地利用	長寿命化計画に従い、点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 現状に維持・修繕が必要な箇所を特定し、必要措置を講ずる。 日視による点検を実施するとともに、沈下・破損等が確認された場合はブロックの追加等を行う。	既存の海岸保全施設により既に防護がなされており、ウミガメ等貴重な生物の生息環境を利用者の利用との間に、地盤沈下・崩壊等による被害が確認された場合は、必要に応じて追加の防護を行う。
				離岸堤	340m	-1.00	340m	-1.00			



海岸保全施設の整備に関する事項を示した図の例【湯の浜海岸(大島)】



護岸(南側)



護岸(北側)

### 第5章 今後の海岸保全施設整備に当たっての留意事項

第5章では、前計画で第4章に記載されていた留意事項を新たに章立てした。今回の改定では、伊豆小笠原諸島の自然条件や社会条件など離島ならではの特性や地球温暖化への対応、海岸協力団体の指定について追加した。